

豊田市農業委員会議事録

令和7年9月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年9月度農業委員会総会を豊田市役所東南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第52号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第56号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第57号 農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について
- 議案第58号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 議案第59号 地域計画の変更について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	中川 豊
4 番	中根 敏明	5 番	深津 峰男	6 番	近藤 和人
7 番	杉浦 俊雄	8 番	石川 文志	9 番	梅村 逸次
10 番	水嶋 広	11 番	水野 省治	14 番	中島 匡代
15 番	加知 満	17 番	倉地 雅博	18 番	林 如実
19 番	杉田 雅子				

<欠席委員> (3名)

12 番	伊藤喜代司	13 番	梅村 貢司	16 番	伊藤 政和
------	-------	------	-------	------	-------

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
担当長	加藤 和紘	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	佐藤 伸宏	書記	長谷川賢斗		

(開会 午後2時00分)

事務局：豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、12番 伊藤喜代司委員、13番 梅村貢司委員、16番 伊藤政和委員、以上3名となっております。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

18番 林如実委員、19番 杉田雅子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第52号から第59号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

62番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

63番、生駒町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

続きまして、64番から71番、長沢町の案件について、受人渡人が異なりますが、申請地が隣接地であり、同一の申請内容のため、まとめて述べさせていただきます。

64番から71番、長沢町の件。

担当推進委員の加藤（正）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

72番、藤岡飯野町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

73番、遊屋町の件。

担当推進委員の永江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

74番、下国谷町の件。

担当推進委員の青木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

75番、押井町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

76番、東萩平町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

７７番、伯母沢町の件。

担当推進委員の松井（秀）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第３条第２項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第５２号で上程されました１６件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第５２号は「承認決定」されました。

令和７年議案第５３号「農地法第４条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局：令和７年議案第５３号「農地法第４条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

１２番、高原町の件。

貸駐車場です。第３種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第３種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事 務 局：ありがとうございました。

続きまして、１３番、加納町の件。

農家住宅敷地増しです。第１種農地です。

判断基準は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成 5 年の本宅の建設時に、越境して建てられたものを、今回の申請で是正し、住宅敷地増しも新たに申請するものです。

お願いします。

梅村(逸) 委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 5 3 号で上程されました 2 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 5 3 号は「適当である旨」承認されました。

令和 7 年議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和 7 年議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

1 2 7 番、住吉町の件。

駐車場です。第 2 種農地です。

判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、1 2 8 番、住吉町の件。

資材置場・駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、1 2 9 番、住吉町の件。

駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育、

医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、130番、竹元町の件。

分家住宅です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、131番、竹元町の件。

住宅敷地増しです。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない計画であるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：5件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、132番、前林町の件。

工場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、133番、前林町の件。

駐車場です。一時転用です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、134番、前林町の件。

資材置場です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

杉浦委員：申請番号132、133、134、3件とも異議はありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、135番、石野町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、136番から143番の長沢町の営農型太陽光の件について、受人渡人が異なりますが、申請地が隣接地で、すべて同一の農地区分、立地基準、許可基準となりますので、まとめて述べさせていただきます。

一時転用です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤（喜）委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をいただいております。

続きまして、144番、下川口町の件。

湛水池用地です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

中島委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第54号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第54号は「適当である旨」承認されました。
令和7年議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」5番、鴛鴨町の件。
担当推進委員の中尾委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第55号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第55号は「承認決定」されました。
令和7年議案第56号「農業振興地域整備計画の変更について」農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和7年議案第56号「農業振興地域整備計画の変更について」、12ページを御覧ください。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。
農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。
1番、志賀町の件、店舗（コンビニエンスストア）です。
続きまして、2番、野見町の件、駐車場（住宅用）です。
ご意見をお願いします。

築山委員：問題ありません。

農政企画課：続きまして、3番、上郷町の件、分家住宅です。
続きまして、4番、大成町の件、分家住宅です。
ご意見をお願いします。

中根委員：2件とも問題ありません。

農政企画課：続きまして、5番、永覚新町の件、電気設備の工場です。
ご意見をお願いします。

深津委員：問題ありません。

農政企画課：続きまして、6番、若林西町の件、その他（車両置場）です。

続きまして、7番、竹町の件、分家住宅です。

続きまして、8番、中町の件、分家住宅（大規模既存集落）です。

続きまして、9番、広田町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

近藤委員：4件とも問題ありません。

農政企画課：続きまして、10番、堤町の件、駐車場（自動車部品製造業）です。

続きまして、11番、高岡町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

杉浦委員：2件とも特に意見ありません。

農政企画課：続きまして、12番、生駒町の件、店舗・駐車場（自動車整備工場）です。

続きまして、13番、駒場町の件、自動車教習コースです。

続きまして、14番、中根町の件、農家住宅です。

続きまして、15番、花園町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

石川委員：4件とも問題ありません。

農政企画課：続きまして、16番、越戸町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

農政企画課：続きまして、17番、篠原町の件、駐車場（自動車部品パレット等製造業）です。ご意見をお願いします。

水嶋委員：異議ありません。

農政企画課：個別案件については以上となりますが、前回の総会後にご説明させていただきましたとおり、今回の計画変更は、個別案件以外に、全体見直しによる変更を含んでいます。

全体見直しの概要といたしましては、近代化不可地として61か所 576,536.21㎡、集落介在地として12か所 6,409㎡、山林介在地として22か所 26269.89㎡を行政案件として除外するものです。詳細につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

説明は以上になります。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

個別案件の17件及び全体見直しにつきまして、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第56号で上程されました農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 56 号は「意見なし」として答申します。

令和 7 年議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画案(新規設定)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和 7 年議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画案(新規設定)に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案(新規設定)について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、御意見をいただくものは、地域計画内で令和 7 年 11 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。17 の 1 ページ、議案第 57 号資料①は利用権設定の総括表です。17 の 2 ページ、議案第 57 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、17 の 1 ページ、議案第 57 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 7 年 11 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、11 筆、1 万 1,528.00 平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 57 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 57 号は「意見なし」として答申します。

令和 7 年議案第 58 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：こちらは地域計画区域外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構

へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、御審議いただくのは、令和7年11月1日から貸借期間が開始される利用権設定です。

資料は2種類あります。18の1ページ、議案第58号資料1は総括表です。18の2ページ、議案第58号資料2は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、18の1ページ、議案第58号資料1の総括表で御説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、2筆、395.00平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第58号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第58号は「承認決定」されました。

令和7年議案第59号「地域計画案の変更について」、事務局の説明を求めます。

農政企画課：令和7年議案第59号「地域計画案の変更について」。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

資料として、事前に変更が必要になった市内14地区の計画本文と目標地図を合わせた地域計画変更案のデータを情報提供させていただいております。

7月18日に地域計画の変更が公告された以降に、農振除外や農地転用に伴う区域の除外及び利用権設定・解除等による農業を担う者が変更された内容を反映したものであるということでご理解いただければと思います。

今回は、この計画本文及び目標地図を合わせた地域計画の変更案が将来の地域農業に支障がないかという視点で意見聴取を行わせていただくものです。

なお、今後のスケジュールですが、すべての関係機関への意見聴取が終わった後に、地域計画の変更案の公告を行い2週間の縦覧に供します。

その後、変更した地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 59 号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 59 号は「意見なし」として答申します。
報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書 20 ページ、20 の 1 及び 20 の 2 ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書 21 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について」、74 番前林町の案件から、22 ページをご覧ください。79 番若林西町までの 6 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 23 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について」、6 番中金町の案件について、2 アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 24 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」28 番小坂本町の共同住宅の案件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 25 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、117 番平戸橋町の建売住宅の案件から、28 ページを御覧ください。130 番司町の駐車場の案件までの 14 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時30分)